

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

[いじめ防止対策推進法（平成25年9月）]

2 いじめの様態

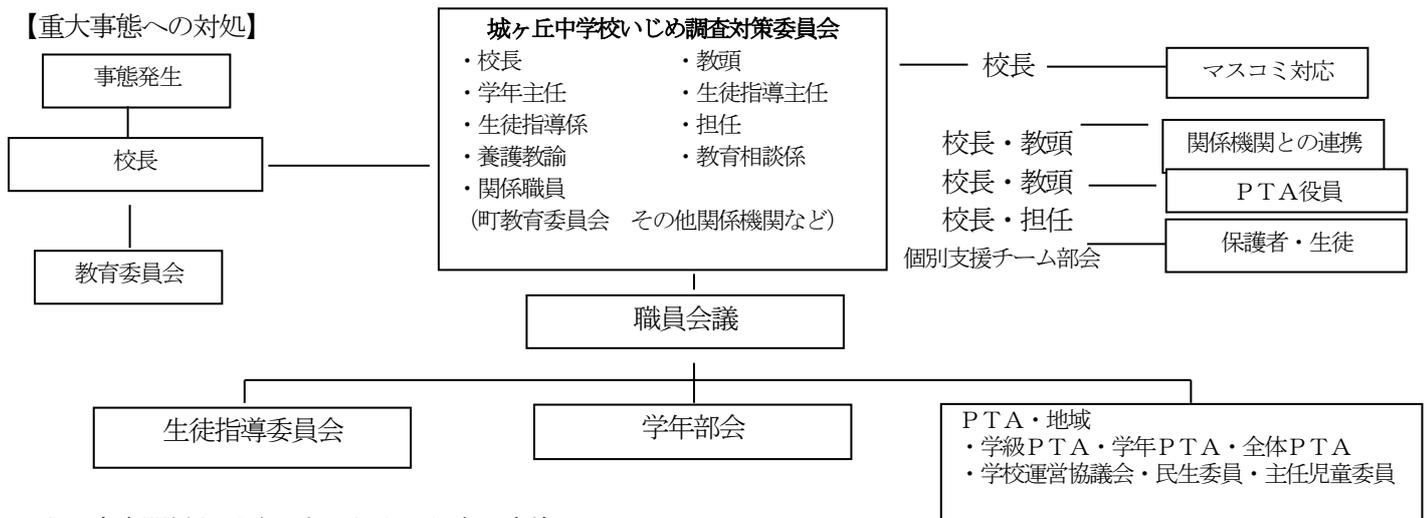
- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句を言われる等
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる等
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたりする等
- エ ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたりする等
- オ 金品をたかられる等
- カ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたりする等
- キ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられる等
- ク パソコンや携帯電話等での誹謗中傷や嫌なことをされる等

3 本校におけるいじめ問題への対応体制の確立

いじめ問題への対応体制	未然防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「生徒一人一人に、お互いがよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。 ・ 生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。 ・ 生徒会等による主体的ないじめの問題への取組の充実を図る。 ○ 「生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ・ 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ、生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。 ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。
	早期発見・早期対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの問題に関する実態把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校楽しいとや無記名アンケートに基づき、個別相談を行い、生徒の思いを十分に受け止めるとともに、全教職員で情報を共有する。 ○ いじめについての相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画的な個別相談の実施や、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の更なる充実を図る。 ○ いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材の連携の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生徒や保護者の声に対して、誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。 ・ 保護者と学校が一体となった取組を推進する。 ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、関係機関との連携を図る。
	教職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> ○ いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、十分な共通理解を図る。 ・ いじめられている生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。 ○ いじめの問題に関する教職員の資質向上 <ul style="list-style-type: none"> ・ いじめ対策必携に掲載している参考資料等を活用して、いじめを認知する方法やいじめが起きたときの対処法などに関する研修を行う。 ・ スクールカウンセラー等を活用したカウンセリング等の研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。 ・ 県道徳教育研修会、ネットいじめ対策研修会、県総合教育センター等におけるいじめ問題に関する研修会を積極的に活用する。

イ 構成

当該担任・学年主任を含め、公平性・中立性を確保するようにする。必要に応じて、外部機関と連携し、専門的なアドバイスもらうため、出席を依頼することもある。また、該当生徒等、重大な影響を受けている生徒に関しては別途「個別支援チーム部会」を設置し、対応について検討する。あわせて、教育委員会の助言・指導にもとづいて構成を決定する。



ウ 事実関係を明確にするための調査の実施

以下のような事実関係を、可能な限り網羅的に調査する。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、関係機関等との情報連携を図りながら、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- | | | | |
|----------------------------|-------|------|-----------------|
| ○ いつ (いつ頃から) | ○ どこで | ○ 誰が | ○ 何を、どのように (態様) |
| ○ なぜ (人間関係の状況や学校の対応に関する課題) | | | |

- いじめられた生徒からの聞き取りが可能な場合聞き取り調査を中心に実施するなど、調査については十分な配慮を行い、インターネット上でのプライベートな内容の情報拡散・風評被害等にも配慮する。
 - ・ いじめられた生徒の学校復帰を最優先とした調査を行う。
 - ・ 情報提供生徒の安全の確保を確実にを行う。
 - ・ 県教育委員会が実施する「学校ネットパトロール事業」を活用した緊急監視を実施する。
- いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合 (いじめられた生徒が入院又は意識不明等の 病状や死亡した場合)、当該生徒の保護者の要望意見を十分に聴取した上で、今後の調査について協議する。

エ その他留意事項

【心のケア】

- いじめられた生徒及び保護者だけではなく、調査自体が生徒に与える心的負担を考慮し、調査の実施と平行して、市教育委員会に臨床心理相談員やスクールカウンセラーを依頼する。
- 継続して心のケアが必要な場合には、被害者生徒支援として、「個別支援チーム部会」を臨時に構成し、情報連携と具体的な支援策の検討を行い、実施する。

【「個別支援チーム部会」職員構成】

開催： 随時 (週1回開催を原則)

構成員： 校長・教頭・生徒指導主任・教育相談係・学年主任・担任・その他部活動顧問や関わりのある職員及び、外部機関 (SC・SSW・主任児童委員・民生委員・教育委員会)

- 町教育委員会、関係機関と連携を図りながら、養護教諭を中心に当該生徒・保護者の心のケアを行う。
- 関係職員の心のケアにも十分注意する。

【調査に当たっての説明等】

- いじめられた生徒及び保護者に対して調査方法や調査内容について十分説明し、合意を得ておく。
- 調査経過についても適時・適切な形で報告する。

【調査対象の児童生徒及びその保護者に対して】

- 調査によって得られた結果については、分析・整理した上で、いじめられた児童及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し、承諾を得ておく。

【報道取材等への対応】

- プライバシーへの配慮を十分にを行い、事実に基づいた、正確で一貫した情報を提供するために、窓口を校長もしくは教頭とし、町教育委員会と連携をとりながら対応する。